

「あたりまえ」の安心・安全を守るために

看護部 第二看護課 看護実践基準手順委員会 内野 房絵



● 4月の救急医療機関 ●

平日

電話で時間外診療の協力医療機関をお知らせします。
当番病院案内ダイヤル
Tel22-2299

休日

【内科・小児科】

診療時間 8時30分～翌日8時30分
市立病院
Tel22-4311 (大町2-2)

【外科】

診療時間 8時30分～翌日8時30分
7日(日) 滝川脳神経外科
14日(日) 市立病院
21日(日) 滝川脳神経外科
28日(日) 滝川脳神経外科
29日(月) 市立病院
30日(火) 市立病院
※市立病院
Tel22-4311 (大町2-2)
※滝川脳神経外科
Tel22-0250 (西町1-2)

【歯科】

診療時間 9時～12時
7日(日) さとう歯科医院
Tel53-3710 (砂川市空知太東1-3)
14日(日) 杉村歯科医院
Tel0164-22-2323 (深川市4-9)
21日(日) コスモデンタルクリニック
Tel23-3630 (大町3-4)
28日(日) 神山歯科医院
Tel32-2575 (赤平市錦町1-3)
29日(月) 歌志内ホワイト歯科クリニック
Tel42-4618 (歌志内市字本町1027)
30日(火) きたじま歯科クリニック
Tel0164-26-8881 (深川市3-16)

皆さんは看護師の仕事と聞くとどのようなことをイメージしますか。検査用の血液を採ったり、血圧を測ったり、入院患者さんの食事を介助したりといった場面が思い浮かぶのではないかと思います。実際に、医師の指示のもとで検査や治療の介助を行う、療養上のお世話をさせていたたく、退院後の生活の場を患者さんやご家族と一緒に考えるといった直接患者さんと接する仕事のほか、看護の記録を残すなど、さまざまな業務を行っています。

日頃から、このように多くの業務を行っている看護師ですが、同じ白衣を着ていても新人もいればベテランもいて経験には差があります。その中で、全ての看護師が「一定の水準を保った統一した看護ケア」を提供するため、市立病院看護部では各部署から選出された10人の看護師による看護実践基準手順委員会を構成し、「看護実践手順(マニュアル)」を作成して日々活用しています。

このマニュアルには「いつでもどこでも、その人がその人らしく生きていくための質の高い看護サービスを提供する」という看護部の理念・目標を踏まえ①看護に共通する技術、②症状経過別看護、③成長発達段階別看護、④生活行動援助技術、⑤治療検査に伴う看護、⑥安全のための技術、⑦継続看護の7つの分野に分かれた、看護ケアを提供するための注意事項や、順序立てた実施方法が書かれています。看護師たちは、このマニュアルをもとにして、患者さん

やそのご家族へ、個々に応じた安全で質の高い看護サービスを提供できるよう心掛けています。例えば、医療機器を新規導入した場合は、どの看護師でも安全に使用できるようマニュアルを機器ごとに新規で作成しています。また、国内で重大な医療事故が発生した場合は、市立病院内でも同様の事故の発生を防ぐため、見直しを行います。そのほかにも、日々変化している医療現場において、いつでも現状に合った看護を提供するために、見直しを繰り返して行っており、平成30年度においては20項目以上の作成・見直しを行いました。具体例の一つとしては、口の中やのどにたまった痰を吸引する際、これまでは清潔なカップに入れた精製水を使用していま